

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月20日

【事業年度】 第51期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 ミナトエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 MINATO ELECTRONICS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤 窮

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 須永 牧夫

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 須永 牧夫

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第51期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

<省略>

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性及び効率性、資産の保全の達成のため、社内規程である「内部監査規程」に基づき内部監査室を設置し、事業支援統括(取締役)を監査責任者とし、内部監査室が中心となり内部監査を実施しております。社内規程については、総務部門にて適宜、改定を行っております。

また、経営の最高意思決定機関の取締役会の他に、業務報告会等を毎月定期的で開催し、情報の共有化と社内の意思統一をはかり、内部管理体制の強化・牽制に努めております。

当社の取締役は10名以内とし、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

~ <省略>

_ 自己株式の取得 <省略>

_ 株主総会の特別決議の方法 <省略>

(2)~(4) <省略>

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

<省略>

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性及び効率性、資産の保全の達成のため、社内規程である「内部監査規程」に基づき内部監査室を設置し、事業支援統括（取締役）を監査責任者とし、内部監査室が中心となり内部監査を実施しております。社内規程については、総務部門にて適宜、改定を行っております。

また、経営の最高意思決定機関の取締役会の他に、業務報告会等を毎月定期的を開催し、情報の共有化と社内の意思統一をはかり、内部管理体制の強化・牽制に努めております。

当社の取締役は10名以内とし、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

～ <省略>

(2)～(4) <省略>

(5) 自己株式の取得 <省略>

(6) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議の方法 <省略>